

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応薬局従事者慰労金支給事業 にかかる慰労金支給要綱

(趣旨)

第1条 神奈川県が支給する、新型コロナウイルス感染症対応薬局薬剤師慰労金支給事業及び新型コロナウイルス感染症対応薬局事務員慰労金支給事業にかかる慰労金（以下「慰労金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症への感染のリスクを抱えながらも、患者への服薬指導や相談対応などの業務を継続し、地域医療の維持に関して重要な役割を担っている保険薬局の従事者に対し、慰労金を支給する。

(慰労金の支給)

第3条 慰労金は、令和2年1月15日から令和2年6月30日までの期間で10日以上、神奈川県内にある保険薬局に勤務し、患者と接する業務に従事した者を対象として支給する。

2 慰労金の金額は、1人当たり30,000円とする。

3 慰労金の支給は、神奈川県等が実施する医療機関や介護施設、障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

(慰労金の申請)

第4条 慰労金の支給を受けようとする場合、原則として、薬局管理者（管理薬剤師、薬局長等）が、従事者から委任を受けて慰労金支給の代理申請・受領を行い、従事者に支払うものとする。従事者から委任を受けて代理申請をしようとする薬局管理者（以下「薬局申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに、申請書（様式第1号）、薬局情報（様式第2号）、対象者一覧（様式第3-1号及び第3-2号）、個人票（様式第4号）及び委任状（様式第5号）を、神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない場合には、従事者から県へ個別に申請することを妨げない。

3 前項の規定により個別の申請を行う従事者（以下「個別申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに個人票（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年12月1日とし、慰労金の申請期限は令和3年2月26日（必着）とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対応薬局事務員慰労金支給事業分の申請受付開始日は、令和3年1月4日とする。

(支給の決定)

第6条 知事は、薬局申請者又は個別申請者から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の支給を決定するものとする。

2 知事は、慰労金の支給を決定したときは、その決定の内容を薬局申請者又は個別申請者のいずれかに通知するとともに、慰労金を支給する。

(慰労金の支給等に関する周知等)

第7条 知事は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により薬局等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、薬局申請者又は個別申請者から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が慰労金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備等による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、薬局申請者又は個別申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、慰労金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けた者に対して、期限を定めて、支給を行った慰労金の返還を命ずるものとする。

(暴力団員の排除)

第10条 知事は、第6条の支給の決定を受けた従事者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であることが判明した場合は、当該従事者に対して、期限を定めて、支給を行った慰労金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、必要に応じ第6条の支給の決定を受けた従事者が、暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 第9条の規定により慰労金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る慰労金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該慰労金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を知事に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、慰労金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた慰労金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた慰労金の額に充てられたものとする。

- 3 慰労金の返還を命ぜられた者は、慰労金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第12条 代理申請・受領を行った薬局申請者は、支払いが完了したときは、支払いが完了した日から1か月を経過した日又は令和3年4月5日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

（支給額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容を調査し、薬局申請者が従事者に支払った慰労金の額を確定する。

- 2 知事は、前項に基づき確定した額がすでに支給した慰労金の額を下回るときは、事業実施翌年度末までの間で期限を定めて、確定額を超える額の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第14条 代理申請・受領を行った薬局申請者は、慰労金支給に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該慰労金等の支給の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 代理申請・受領を行った薬局申請者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 慰労金の支給及び支払いを受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、令和2年12月28日までに申請のあったものについて、必要な調整をして使用することができる。